

平成 16 年度安全協定に基づく軽微な異常事象

高浜発電所 1 号機 協力会社社員の管理区域内での負傷について

- ・発生日時：平成 17 年 2 月 10 日 14 時 15 分頃
- ・終結日時：平成 17 年 2 月 15 日（再発防止対策実施完了日）
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外
- ・安全協定上の取扱い：
異常事象（第 6 条第 10 号「管理区域内で人に障害が発生したとき」）

1. 概要

高浜発電所 1 号機において、2 月 10 日 14 時 15 分頃、原子炉補助建屋の D-ガス減衰タンク室（管理区域内）で、室内の壁の塗装準備作業を行っていた協力会社社員が、壁に区画用養生テープを貼るため、脚立（1.1m）の 3 段目（床面から約 80cm）まで上がり、脚立を跨ぐ格好で踏板に足を置き、体を左から右に向けた際にバランスを崩し、右足を脚立に挟み込んだ状態で床面に転倒し右足首を負傷した。

このため、負傷者の放射性物質による汚染等がないことを確認し、直ちに最寄りの病院に搬送し診察した結果、右脛骨、右腓骨が骨折していた。その後、手術を受けるため、負傷者の自宅に近い病院にて、再度診察した結果、「右足関節粉碎骨折、右腓骨骨折により約 3 ヶ月の休業加療を要する」と診断された。

2. 原因調査

負傷した作業員は、壁塗装の養生テープを貼る前に、自分の貼る範囲を確認しようとして、脚立 3 段目の踏板に立ち、体を左から右に向けたところ、自分が貼ろうとしていた範囲が広がったため体重移動が大きくなり、バランスを崩して右足を踏み外し転倒、被災したものと推定される。

（現場の状況）

- ・脚立の状態に問題はなく、適正に使用されていたが、脚立上で養生テープを貼る範囲を確認しようとした時、その範囲（約 1.8 m）が広すぎたため、バランスを崩した可能性がある。

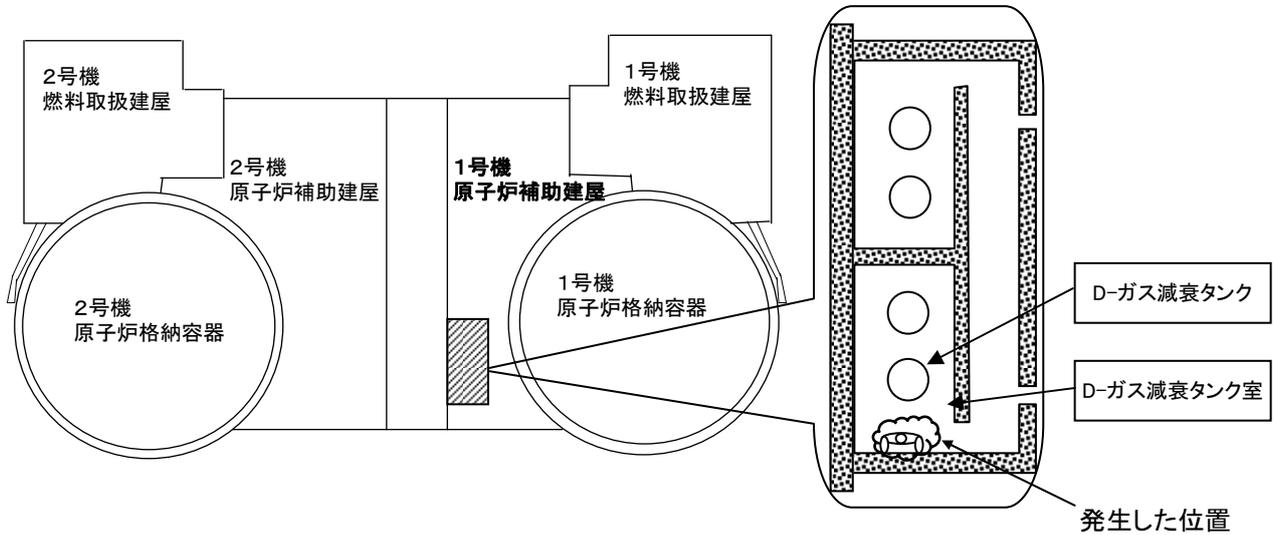
3. 対策

脚立を使用して養生テープを貼る作業を行う場合、大きく体重移動を要しない施工範囲として貼り幅を 1 m 上限*とすることを作業計画書に明記するとともに、所員および協力会社社員に周知、徹底した。

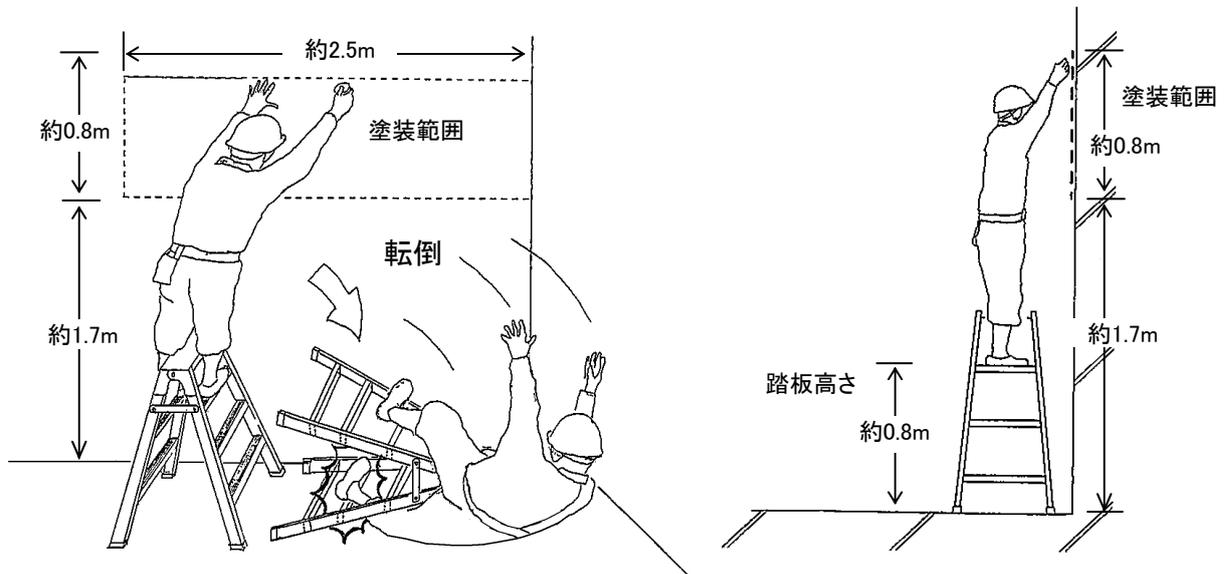
*身体の中立点から左右 0.5m 以内の作業範囲

高浜発電所1号機 協力会社社員の管理区域内での負傷状況図

発生場所位置図



発生状況図



対策

- ・脚立を使用して養生テープを貼る場合、テープの貼り幅1m(大きく体重移動を要しない範囲)を上限として作業を実施することを作業計画書に明記する。
- ・この事例を所員および協力会社員に周知し、危険予知の再徹底を図る。